

[論文]

減損会計に関する研究

A Research on the Accounting for Impairment Assets

中根 茂*¹, 坂本 眞一郎*²

Sigeru NAKANE and Shin-ichiro SAKAMOTO

* 1 国土館大学大学院経営学研究科

* 2 宮城大学事業構想学部事業計画学科

Abstract

The basis of accounting that lies impairment of fixed assets is executed at the business term that begins after April 1, 2005(compulsion application).

This thesis is examined referring to an international trend of the accounting for impairment assets, a concrete procedure of the accounting for impairment assets, the problem and what influence the profit calculation of the enterprise and the asset valuation according to the impairment processing receive.

はじめに

「固定資産の価値が著しく下落した場合には評価損を計上する」という減損会計の考え方は、米国をはじめとして一般的な会計処理として定着してきていたが、わが国においても、制度として2005(平成17)年4月1日以降開始する事業年度から実施することとなった。本稿では、この減損会計について、第一章において、その導入の背景と本質について明らかにした上で、現行会計制度との整合性について論ずる。第二章では、減損会計の国際的動向について明らかにした。

キーワード：減損会計、取得原価主義、時価主義、資産価値、資本効率経営

Key word : Accounting for impairment assets, historical cost basis, current value, asset value, capital efficient management

第一章 減損会計の本質と現行制度との整合性

減損会計基準の対象とされるのは、事業用の固定資産である。事業用の固定資産の減損とは、キャッシュ・フローを生み出す事業用の資産や資産グループの収益性が低下して、投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理のことである(減損意見書三3)。減損会計は、資産価値の変動によって利益を測定することや、決算日における資産価値を貸借対照表に表示することを目的とするものではなく、取得原価主義のもとで行われる帳簿価額の臨時的な減額である(減損意見書三1)。

減損会計は、資産を時価で評価するいわゆる時価会計とは異質のものである。時価会計では、資産が上にも下にも評価替えされるが、減損会計では、資産の簿価は下方にのみ切り下げられる。しかも減損会計は、資産価値の変動によって利益を測定することや、決算日における資産価値を貸借対照表に反映させることを目的とするものではなく、あくまでも取得原価主義会計のもとで行われる帳簿価額の臨時的な減額なのである。

この制度がアメリカで導入された当初は、交代した経営者が減損額を過大にしないようにするために制度化された(詳しくは、第二章 減損会計の国際的動向 第一節 米国 FASB による減損会計 参照)。つまり、過去の投資の失敗を新しい経営者が引き継がないようにするために減損会計を利用する傾向があったことに対する規制として導入されたものであった。しかし、わが国では、バブル経済の時の投資額が過大であつたため、帳簿価額が回収可能額より著しく過大であるにもかかわらず、明確な基準がないことを理由に減損処理が行われないので、その処理を実施させるために減損会計基準が制定された。同じ制度が国によって規制目的が異なることは興味深いものである⁽¹⁾。

減損会計の手続は、概ね次のような手続で行われる。減損会計の対象資産に対して、減損会計の適用資産のグルーピングを行う。減損の兆候を把握する。その資産に減損の兆候があつたときに、その資産に対するキャッシュ・フローの現在価値が見積もられ、その額が帳簿価額より低い場合に行われる。そして、減損損失は、回収可能額(正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額)と帳簿価額の差額として測定される。そして、減損損失は、特別損失として損益計算書に計上され、固定資産の帳簿価額は減損処理する前の帳簿価額から減損損失を控除した額となる。

この固定資産の減損に係る会計基準については、2005(平成17)年4月1日以後開始する事業年度から実施(強制適用)されることになっている。そこで、ではなぜ、従来から実施されてきた正規の減価償却や臨時償却に加えて、新たに減損の処理がなぜ必要になったのか、その本質、減損会計の具体的手続とその問題点、減損の処理によって、企業の利益計算や資産評価はどのような影響を受けるかを、減損会計の国際的動向を踏まえながら論ずる。

第一節 減損会計導入の背景と減損損失の本質

I, 固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書

事業用資産(有形・無形の固定資産)に対する投資は、金融資産に対する投資と異なり、その価値の変動に基づき評価されるのではなく、その投資額から減価償却額等の価値減耗を差し引いて評価される。この考えの背景には、事業用資産に対する投資は、その事業から得られる収益を期待して行われるので、事業用資産の市場価値が変動したとしても、その投資から同様の成果が期待できるのであれば投資の価値は変動しない、という考え方がある。つまり、事業用資産の市場価値が変動したとしても、それによって獲得できる収益に差がないのであれば、投資の価値にも変動がないと考える訳である。

しかし、当初の事業用資産に関する収益性の予測が低下し、投資額の回収が見込めなくなった場合、それは投資価値に変動が生じたことを意味する。このため、その価値下落をどのように認識し、測定し、帳簿価額に反映するかということが問題になる。これまで、企業会計にはこのような価値下落に対する明確な基準が存在しておらず、減価償却(臨時償却)の概念を利用し対応してきたが、それでは十分な対応をすることができなかった。

固定資産の投資価値の下落が貸借対照表に反映されないと、貸借対照表に対する疑念が生じ、企業の状況を適切に開示するという企業会計に対する社会的な信頼は低下してしまう。また、国際会計基準委員会が、IAS36号を公表し減損会計の導入を議論している。国際的調和という観点からもその導入の検討が必要となった。

このような状況に基づき、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下、「意見書」または「減損会計基準」という)が、2002年8月9日の企業会計審議会の総会に置いて承認された。この基準に関する実務的な指針については企業会計基準委員会(ASBJ)において適切に措置することとされていた。2003年10月31日に1年の審議を経て「固定資産の現存に係る会計基準の適用指針」(以下、「適用指針」という)が公表された⁽²⁾。これにより、2005年4月からは原則としてすべての企業に減損会計基準が強制適用されることになった。

わが国では、1990年代の後半には、フリー、フェア、グローバルの下、いわゆる会計ビック・バンがおこなわれ、連結財務諸表、リース会計、キャッシュ・フロー計算書、退職給付金会計、税効果会計、金融商品会計などの会計基準が急ピッチで整備されてきた。これらの基準の整備が一段落した後、2000年6月には企業会計審議会第一部会から「固定資産の会計処理に関する論点の整理」(以下、「論点整理」という)が公表された。減損会計基準は、これを受けて新たに設置された固定資産部会において、約2年間の審議を経てとり纏められたものである。「減損会計」は、会計ビックバンの締めくくりとも言えるものである。また、1999年に、いわゆる「レジェンド問題」が発生し、産業界からその解消が急がれた。このレジェンド問題とは、日本の会計基準に従って作成された英文財務諸表に関して、「わが国以外の国で一般に公正妥当と認められた会計原

則及び実務に従って作成された財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローを示すことを意図したものではない」という旨の文言を財務諸表に注記などを記載されるものである。日本基準で作成された財務諸表は、国際的に通用する基準に従ったものとは異なる、との日本の会計制度に対する不信感を表した警句(レジェンド)なのである^③。

II. 取得原価基準

現在、企業会計において資産の評価は、「取得原価基準」で行われるのが原則である。原価主義会計を支える論拠は、次のものである。第1に、確定した取引事実の記録という点での原価データの会計責任遂行目的への適合性、第2に、名目主義的契約秩序への原価評価の適合性、第3に、貨幣性資産の裏付けのない利益の計上を排除するという点での原価会計利益の分配適状性であるとされている。第1は、資金提供者から委託されたものは貨幣数量であり、受託者としての経営者の会計責任はその委託された貨幣額であるというものである。第2の名目主義的法制度は、貨幣価値の変動を前提としないから、会計制度のみが貨幣価値の変動を考慮することには問題があるとするものである。第3は、原価主義会計では、収益は実現主義によって認識される。実現主義は、①財貨・用役の引渡し、②対価としての貨幣性資産の受け入れを要件としているので、原価主義会計で計算される利益は貨幣性資産の裏付けがあることになる。こうして、原価主義会計を支える論拠は、会計責任、法的制度および実現主義であることになる。

事業用の固定資産についても、取得時に支払った対価、すなわち「取得原価」から時の経過によって生じた価値の減少分(すなわち減価償却費)を控除した金額で評価されている。しかし、バブル崩壊後の長期の景気低迷のもとで、長期利用目的の償却性資産である事業用の固定資産であっても、その固定資産の活用によって獲得できる収益が、当初の予想よりも低下した場合には、それを帳簿価額に反映させる必要が生ずる。なぜなら、不動産をはじめとする固定資産の価格や収益性が著しく低下しているにもかかわらず固定資産が有する価値以上に評価され、潜在的な損失が将来に繰延べられているのではないかという疑念が生じ、そのような疑念が財務諸表の社会的信頼を損ねていると考えられるからである。このように、事業用資産の過大な帳簿価額を減額し、将来発生が予想される損失を繰り延べないようにする会計処理が「減損会計」なのである。

III. どうして今、「減損会計」なのか、その必要性

我国においては、従来、固定資産の減損に関する処理基準が明確ではなかったが、前述のように不動産をはじめ固定資産の価格や収益性が著しく低下している昨今の状況において、それらを帳簿価額のままで表示することは、次の3つの問題が生ずる。第一に、財務諸表に対する信頼性の欠如である。バブル経済が崩壊し不動産などの価格や収益性が著しく低下している昨今のデフレ経済下において現在行われている固定資産の取得原価評価は価値が過大に評価されているため、将来に損失を繰り延べているという疑念がある。こうした財務諸表に対する信頼性が損なわれているという事実を払拭する必要がある。第二に、裁量的な固定資産の評価減の排除である。

今まで、減損に関する処理基準が整備されていないため、企業によっては、裁量的な固定資産の評価減が行われているという事実がある。この状況を放置しておく、企業間の財務諸表の比較可能性が損なわれ、投資者に的確な情報を提供することができなくなる。第三に、会計基準の国際的調和化である。近年、国際的にも固定資産の減損に係る会計基準の運用が進められている。従って、わが国の会計基準の国際的調和を図る上でも、減損会計に関する基準を整備する必要があるからである。このような状況から、固定資産の減損について適正な会計処理を行うことにより、投資者に的確な情報を提供するとともに、会計基準の国際的調和を図るなどの観点から、固定資産の減損に係る会計基準を設定する必要となるのである。

IV. 減損会計の適用会社

減損会計基準は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準である以上、別段の定めがない限り、原則として、すべての会社に適用される。ただし、実務上の過度な負担を避けるため、今後、資本金一億円以下の株式会社及び有限会社について減損会計基準不適用の特例が設けられる可能性がある。

(1) 証券取引法適用会社

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成することが求められる上場会社、店頭登録会社等の証券取引法適用会社には、当然に減損会計基準が適用される。

(2) 商法上の会社

適用指針(適用指針 146 項参照)において、減損損失は商法第 32 条第 2 号(商法施行規則第 29 条)に規定される「予測することができない減損」が生じたことによる帳簿価額の減額と解され、また、特段の定めがない限り、「商業帳簿の作成に関する規定の解釈については公正なる会計慣行を斟酌すべき」(商法第 32 条第 2 号)規定されるため、商法会計を要求される会社は、規模を問わず、減損会計基準が適用されることになる。ただし、減損損失は「予測することができない減損」が生じたことによる帳簿価額の減額と解されるものの、収益性の低下や時価の下落に基づく減損は、従来の商法において想定されなかった概念であると一般に解されている。したがって、減損会計基準の適用時期の前に先行して減損会計を適用してしまうと、商法違反となる可能性がある。

(3) 中小企業の特例

理論的には、規模を問わず、すべての企業に減損会計基準を適用すべきと考えられるが、平成 16 年 1 月公表の中小企業庁および金融庁の方針によると、資本金一億円以下の株式会社と有限会社については、減損会計基準を適用しないこととされている。

これは、①監査を要求されない中小企業に減損会計基準を適用すると、恣意性が介入する余地を拡大させ、却って投資者を惑わせてしまうこと、②大企業と比べ、投資者の層が薄く、減損会計導入に対するニーズがさほど大きくないこと、③減損会計基準適用により、債務超過に陥る中小企業が続出するのならば、金融機関から融資を受けにくくなり、中小企業が成長する機会が閉

ざされてしまうこと等を理由とする。

ただし、当該特例は平成16年1月現在では日本税理士連合会や日本公認会計士協会等の関係団体からの承認を得ていない状態であることから、制度として認められた特例ではない。そのため、今後の関係団体の動向について、特別な配慮をする必要がある。

V. 減損会計の適用時期

固定資産の減損に係る会計基準については、企業側の受入準備が必要であることを考慮して、2005(平成17)年4月1日以後開始する事業年度から実施(強制適用)されることになっている。また、2004(平成16)年4月1日以後開始する事業年度(したがって中間期は、2004(平成16)年9月30日以後から)にも早期適用することが認められている。

さらに、2004(平成16)年3月31日から2005(平成17)年3月30日までに終了する事業年度(この会計期間における中間期の適用は認められない)に係る財務諸表および連結財務諸表についても適用することを妨げないものとされている。

減損会計を適用した場合には、正当な理由による会計方針の変更となる。さらに、減損会計基準を早期に適用した企業において、減損損失を計上する必要がなかった場合に、追加情報として、その旨を記載することが認められると考えられる。

3月決算の会社の場合には、2004(平成16)年3月期の財務諸表および連結財務諸表から適用可能であり、2005(平成17)年9月中間期の中間財務諸表および中間連結財務諸表から強制適用されることになっている。

12月決算の会社の場合には、2004(平成16)年12月期の財務諸表および連結財務諸表から適用可能であり、2006(平成18)年6月中間期の中間財務諸表および中間連結財務諸表から強制適用されるということになる。

VI. 減損損失の本質

減価償却とは、固定資産の取得価格を当該資産の耐用年数の間に規則的に費用配分する計算手続きのことである。この減価償却システムのもとで行われる臨時償却は、減価償却計算の基礎として用いられている耐用年数や残存価額が、予見することのできなかつた原因等により著しく不合理となった場合に、耐用年数の短縮や残存価額の修正に基づいて一時に行われる減価償却累計額の修正である。無論、減価償却の基礎となる資産の経済的耐用年数は、投資から生み出される将来キャッシュ・フローの見込みの変化によって影響を受けるから、両者の一部が重なっていることは否めない。

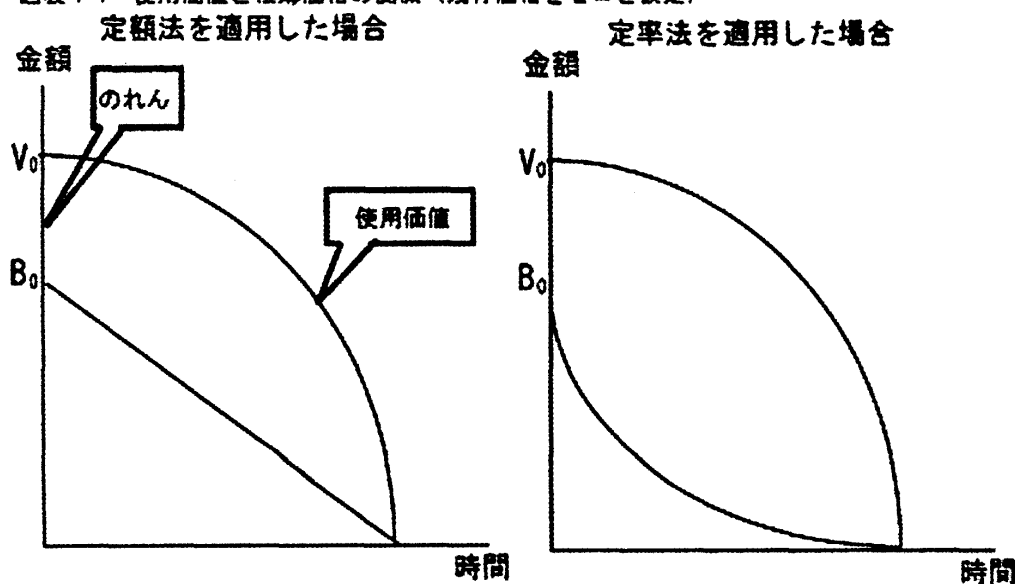
しかし、臨時償却は、投資の回収可能性とは必ずしも対応せずに行われる手続である点で、減損処理とは本質的に異なっている。減損処理とは、本来、投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価し、投資額に対する回収可能性が見込めなくなった時点で、将来に損失を繰り越さないために帳簿価額を減額する会計処理である。

この減損処理の本質に照らすと、本来は、期末の帳簿価額を将来の回収可能性に照らして見直すだけでは、収益性の低下による減損損失を正しく認識することはできない。将来期間では帳簿価額の回収が見込めない場合であっても、過年度の回収額を考慮すれば投資期間全体を通じて投資額の回収が見込める場合もあり、又、過年度の減価償却などを修正した時には、修正後の帳簿価額の回収が見込める場合もありうるからである。

企業の利益計算においては、減価償却による規則的な費用配分を通じて、每期投資から生み出されるキャッシュ・フローから固定資産の取得原価の一部が控除され、回収されていく。ただし、減価償却の方法として現行制度上認められている定額法、定率法等の方法は、規則的な適用が求められているだけで、当該投資がもたらすキャッシュ・イン・フローのパターンを反映させるのに最も適した減価償却方法を選択することは必ずしもとめられていない。

例えば、每期一定のキャッシュ・フローを生み出す投資の使用価値 V_t (将来キャッシュ・フローの割引現在価値, 添え字は時点を表す) は、時間の経過とともに図表 1-1 のように原点に対して凹の形で減少していく。つまり、生み出されるキャッシュ・フローが每期一定である場合には、使用価値の減少額は時の経過とともに逓増していくので、このキャッシュ・フローのパターンを減価償却に厳密に反映させるためには、逓増償却が求められることになるが、制度上、逓増償却は認められていない。ただし、キャッシュ・フローがこのように每期一定であるような投資パターンの場合には、図表 1-1 に示されているように、定額法、定率法のいずれの減価償却方法を用いても各期の簿価 B_t が使用価値 V_t を上回ることはない。

図表 1-1 使用価値と帳簿価格の関係 (残存価格をゼロと仮定)

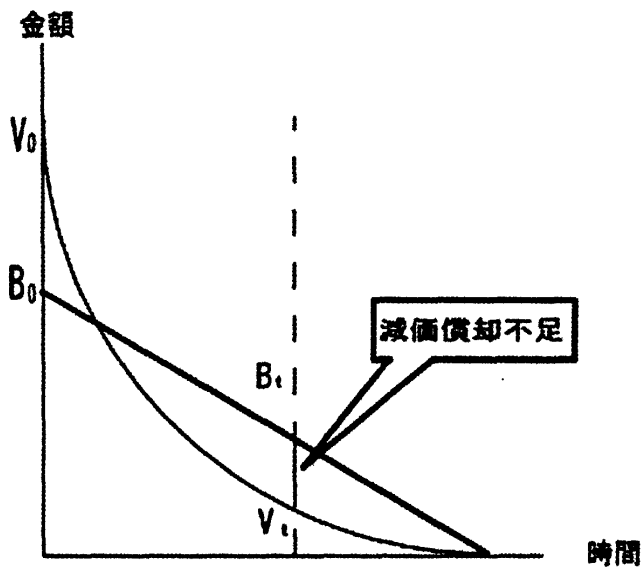


(出所) 辻山英子「逐条 現存会計基準」【第2版】中央経済社、2004年、9項。

通常、企業が事業投資を行うのは、図表1-1のように、投資の始点で投資額 B_0 を上回る使用価値 V_0 が期待されている場合である。投資の始点で期待されていたのれん(無形価値, $V_0 - B_0$)は、投資の続行を通じて有形財に転換されていく。企業会計上の利益計算においては、減価償却手続きを通じて当初の投資額 B_0 が年々の費用に導入され、キャッシュ・フローの獲得を通じて他の有形資産に姿を変えるとともに、投資額を上回る余剰は利益として配当原資に充当されていく。しかし、投資の使用価値 V_t と期末簿価 B_t との関係は必ずしも常に図表1-1のような関係になるわけではない。減価償却の方法は将来キャッシュ・フローのパターンとは無関係に決められ得るからである。

次に、いまかりに、両者が図表1-2のような関係にあったとする。この例のように正味キャッシュ・フローの発生パターンが極端に投資の初期に偏っている場合に、定額法に基づく減価償却を行った場合には、任意の時点における V_t と B_t の関係が逆転する可能性がある。たとえ定率法を用いた場合でも、耐用年数の途中で両者の関係が逆転しないという保証はない。ただし、この逆転関係は、投資の始点から分かっていたはずであり、それはもっぱら減価償却の遅れに由来している。

図表1-2 使用価値と帳簿価格の関係(残存価格をゼロと仮定)

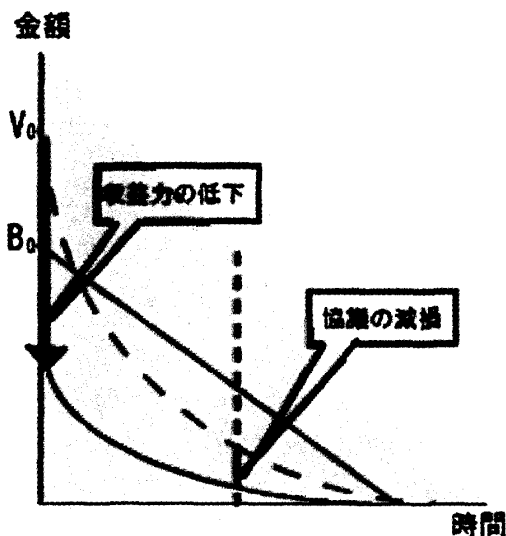


(出所) 辻山英子「逐条 現存会計基準」〔第2版〕中央経済社、2004年、10項。

一方、投資の始点において V_0 の推定の基礎として用いられた将来キャッシュ・フローは、その後の事業遂行の過程で常に必ずそのとおりに実現するとはかぎらない。本来の減損損失とは、図表1-3のように、過去に見積られた V_0 の基礎になったキャッシュ・フローが現実にはそのとおりに実現せず、事後的に測定された V'_0 が B_0 を下回っていることが判明した場合に、当該投資の失敗を表す損失額を利益計算に反映させるために行われる簿価の切下げであると考えることができる。

したがって、期末の帳簿価額を将来の回収可能性に照らして見直すだけでは、投資の回収可能性の低下による本来の減損損失を正しく認識することはできないが、日本の現行制度では、減価償却の遅れを遡及修正することは求められていないため、減損会計基準では、期末の帳簿価額(B_t)と使用価値(V_t)の差額のうち、減価償却の遅れに起因する部分と投資の回収可能性の低下に起因する本来の減損部分とをあえて区別せずに、一括して減損損失として処理することとされている。

図表 1-3 使用価値と帳簿価格の関係 (残存価格をゼロと仮定)



(出所) 辻山英子「歪糸 現存会計基準」【第2版】中央経済社、2004年、10項。

図表 2-1 米国基準による減損処理

第二節 減損会計の対応と現行制度の整合性

減損会計の対応の仕方には、大きく2つの方法が考えられる。第1は、現行制度の枠内で資産の減損を扱う方向である。例えば既に制度化されている臨時償却や臨時損失等を通じて費用又は損失を認識し、減損の会計と同じ効果を発揮させるという、対応方法である。第2は、現行制度から離れ、「修正原価」または「価値評価」という視点で減損の会計を新たに導入する方向である。

この場合、減損会計と現行制度の整合性が問題になる。

いずれの方向を採るにしても、固定資産の減損とわが国会計制度の関係を明らかにする必要がある。固定資産の減損のどの部分が我国の会計基準で処理され、現行の会計基準に何が不足しているのか、明らかにする必要があるからである。

I. 企業会計原則と商法規定

「企業会計原則」は貸借対照表原則の五で、固定資産について貸借対照表価額の決定方法を示している。その内容は、①固定資産の会計は取得原価を配分する過程であり、評価の過程ではない。②減価償却の方法と耐用期間の見積もりによって各年度に配分される金額は異なるが、それは取得原価の配分方法の相違にすぎない。③どのような配分方法を適用しても、共通しているのは、資産の簿価の全額が将来の営業活動を通じて回収可能だと仮定している点であると要約される。したがって、固定資産の簿価の全額は回収できない場合における資産評価の問題を、「企業会計原則」は十分にカバーしていないのである。

これに対し商法は、第34条2項で「固定資産に付いては其の取得原価又は製作価額を附し毎年1回一定の時期、会社に在りては毎決算期に相当の償却を為し予測すること能はざる減損が生じたときは相当の減額を為すことを要す」と規定し、予測不能な減損の発生時に「相当の減額」を要求している。これは、固定資産の簿価の全額は回収できない場合、および回収可能であるが資産の耐用期間の短縮が必要な場合を想定しているとおもわれる。しかし、商法は、減損の内容と「相当の減額」の方法を具体的に示していない。

II. 臨時損失と臨時償却

予測不能な減損には、災害などで資産の実体が滅失・破損した場合(物質的減損)と、新技術の出現や経済環境の激変などで資産が急速に陳腐化・不適応化した場合(機能的減損)がある。企業会計審議会の連続意見書第3(大蔵省企業会計審議会(1960 および監査第1委員会報告第3号(日本公認会計士協会[1984]))によれば、物質的減損が生じた場合、滅失した部分の金額だけ資産の簿価を切り下げ、それを臨時損失として計上する。機能的減損が生じた資産については、臨時償却がおこなわれ、減価償却累計額の修正と臨時償却費が計上される。臨時償却費は、過年度の償却不足に対する修正項目とみなされ、特別損失(前期損益修正項目)として損益計算書に記載される。臨時損失と臨時償却を詳しく述べた会計基準は他になく、これがわが国の一般に認められた会計処理法になっている。

2つの文書とも臨時損失と臨時償却の違いを強調している。臨時償却は「正規の減価償却計算に適用している耐用年数又は残存価値が、設定にあたって予見することのできなかった機能的な原因により、著しく不合理となった場合等に耐用年数を変更し、又は残存価額を修正、これに基づいて一時におこなわれる減価償却累計額の修正のための減価償却をいう」(日本公認会計士協会[1984, II-1])のである。つまり、臨時償却は減価償却の外延であり、耐用年数を変更あるいは

残存価額を修正で、原価配分の方法を変えたに過ぎないものである。したがって、臨時償却では、簿価の全額が回収可能であることを仮定しているため、簿価の全額は回収できない場合に簿価を切り下げ、それを臨時償却費とするのは不合理である、と解釈される。

他方、臨時損失は、原価配分の過程ではなく評価の過程で計上された固定資産の評価損である。資産が滅失・破損した場合、その簿価の全額は回収できなく、回収不能部分を資産の簿価から控除し、臨時損失として評価損を計上するのである。一般に、臨時損失を計上した場合の貸方項目は固定資産になるが、臨時償却の場合は貸方・減価償却累計額になる⁽⁴⁾。

このように、滅失・破損により簿価の全額は回収できない場合、その減損を臨時損失として計上することができる。しかし、滅失・破損していない資産でも、簿価の全額は回収できない場合がある。そのような資産について臨時損失を計上できるか否かは、連続意見書第3と監査第1委員会報告第3号から判断することはできない。

Ⅲ. 休止固定資産

滅失・破損していない固定資産について、簿価の回収不能部分を評価損として計上する道が、狭いながらある。それは、休止資産についてであり、監査第2委員会報告第2号(日本公認会計士協会[1979])に示されている。

休止固定資産とは、①将来再使用の見込みが客観的にあり(例えば保守管理が経常的におこなわれている)、かつ②設備としての機能を現に有している固定資産をいう。この休止固定資産についても、正規の減価償却または休止を考慮して別に定めた合理的基準による減価償却を行うことがもとめられ、減価償却費は原則として営業外費用に計上される。

注目すべきは「休止固定資産について、経済的価値の低下または陳腐化があきらかな場合には、監査委員会報告第3号『減価償却に関する会計処理及び監査上の取扱い』に基づき臨時償却その他必要な措置を行い、特別損失として処理するものとする」(日本公認会計士協会[1979,2-(3)])という文言である。「臨時償却その他必要な措置」は一般に、「臨時償却と評価損などの会計処理」と解釈される(減損会計研究委員会 1998, 11 頁)。したがって、休止固定資産については、経済的価値の低下または陳腐化による機能的減損を評価損に計上することが認められている。

Ⅳ. 問題点の整理⁽⁵⁾

以上のように、わが国の会計基準においても、評価損の計上が可能な固定資産の減損がいくつかある。1つは、滅失・破損により簿価の全額は回収できない資産における減損(物質的減損)であり、もう1つは、休止固定資産の経済的価値の低下または陳腐化による減損(機能的減損)である。

しかし、滅失・破損していないが資産の簿価の全額は回収できない場合があり、また休止資産以外の固定資産についても機能的減損は生ずる。すなわち、「滅失・破損していない稼働中の固定資産について、機能的減損により簿価の全額は回収できなくなった場合、回収不能部分を資産の簿価から控除し評価損を計上する会計」を規定する基準が、わが国には、備わっていない。

第三節 減損会計と時価会計の違い

時価会計は、そもそも貸借対照表上の資産の評価が先にあつて、帳簿価額との差額を損益計算書に計上するというプロセスをとる。従つて、損失を計上する場合もあれば評価益をたてることもありうる。一方、減損会計はあくまでも取得原価主義の枠を逸脱するものではない。すなわち、固定資産の投資収益性が低下して、固定資産の貸借対照表計上価額が将来の回収可能額を大幅に越えていることが明らかな場合に、将来に損失を繰り越さないために回収可能価額まで帳簿価額を切り下げる処理である。

ここでは、回収可能価額は時価よりも高い可能性があることにも注意が必要である。減損会計は帳簿価額の臨時的な減額処理であり、評価益の計上はありえない。時価会計においては、每期固定資産の帳簿価額を時価に置き換えるわけであるから、前期以前に計上した損失について、時価の上昇があれば当然に戻し入れを行うことになる。

これに対して、わが国の減損会計基準では、次のような理由から減損損失の戻し入れは行わないこととされた(減損基準三2)。第1に、戻し入れを行うと、帳簿価額を増加させるという「再評価」をおこなうこととなり、取得原価主義から乖離してしまうことになる。第2に、減損の存在が相当程度確実な場合に限り減損処理を行うという方式をとっているため、戻し入れの可能性が低くなっている。第3に、戻し入れを行うこととすると、過去に減損対象となった資産について長期に継続記録をとることが必要となり、事務的負担が過重になるおそれがあるからである。

(注)

- (1)秋坂朝則「固定資産の減損会計」『新しい企業会計制度』平野嘉秋編((財)大蔵財務協会,2004) 293 頁。
- (2)平成 16 年 1 月 30 日に財座諸表等規則など 4 府令が改正された。秋坂朝則・前掲注(1) 294 頁。なお、税務上の取扱いについては、本稿では除外する。
- (3) <http://www.tabisland.ne.jp/news/news/1.nsf>. 米国の大手監査事務所(ビック 4)が、海外の利用者に米国会計基準や国際会計基準で作成されたものと誤認されるリスクを軽減するため、日本の監査法人にレジェンドの付記を求めたことが発端である。先進国では唯一、日本基準にだけ付記される。日本公認会計士協会(以下、協会という)は、レジェンド文言に関する見直しを 4 監査法人に依頼、4 監査法人は、リスク担当者と協議し、同意を得た上で、レジェンド文言を大幅に見直すことになった。その結果、「我国で一般に公正妥当と認められる会計基準に従っており、これ(会計基準)には、国際財務報告基準の適用および開示要件とは異なるものがある」と記載されることになった。協会は、「ビック 4 の担当者が、現在の我国における監査・会計基準及び実務の整備状況は、この問題が発生した頃とは大きく異なることを認識したことによるもの」とコメントを出している。しかし、産

業界は、「国際財務報告基準の適用および開示要件とは異なる」との文言が付記されており、レジェンド解消とはいえないと指摘し、決着がつくには時間がかかりそうである。

(4)中村忠『新稿 現代会計学』[二訂版] 105 頁(白桃書房,1998)。

(5)その他の減損会計と類似している会計処理との違い

①低価法

時価と取得原価を比較して、低いほうの価格を貸借対照表価額とする方法である。低価法は、法人税法の規定との関連性が強く、会計方針としては任意である。減損会計は、強制適用である。

②強制評価減

時価と取得原価より著しく下落した場合に、回復する見込みがあるとみとめられる場合を除き、その時価を貸借対照表価額とする方法である。原則的に回復する見込みがないことがようけんとされており、強制適用である点は、減損会計と同様であるが、評価減を行う事由が時価の著しい下落であり、収益性の低下ではない点が減損会計と異なる。

第二章 減損会計の国際的動向

第一節 米国 FASB による減損会計

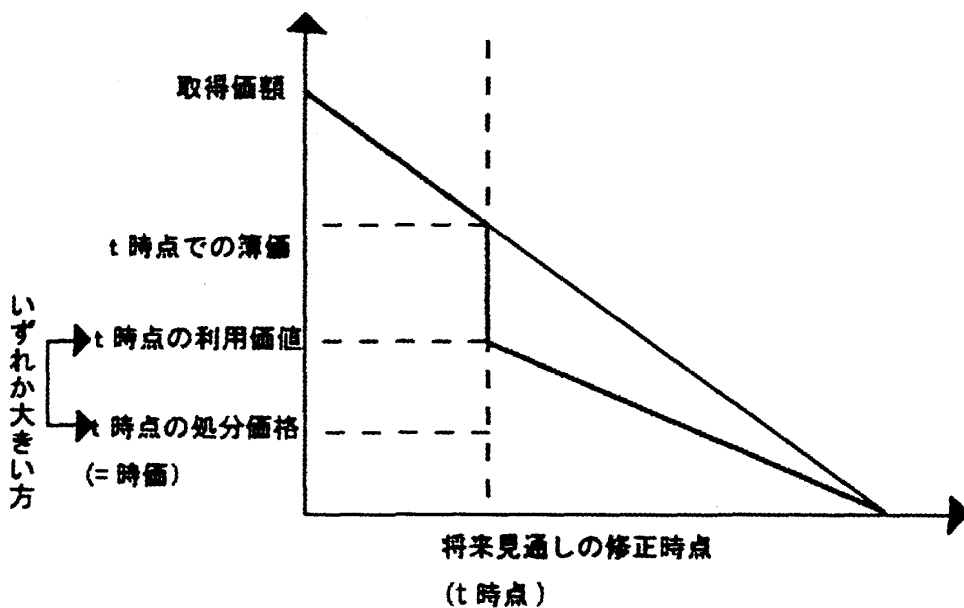
1995(平成7)年3月に米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board, FASB)は FAS121 号を制定して減損会計を導入し、その後 2001(平成13)年10月に FAS121 号の改定版である FAS 144 号「長期性資産の減損または処分に係る会計処理(Accounting for the Impairment or Disposal of Long - Lived Assets)」が公表されました。しかし、減損処理については旧来の基準書の立場を踏襲している。

米国財務会計基準第 121 号「長期性資産の減損と処分予定となった長期性資産の減損に係る会計処理」は、固定資産の簿価を「正規の減価償却」の枠外で追加的に切り下げる必要性を、事実上の新規投資が行われたものとみなしうるような「用途の変更」に求めている⁽¹⁾。具体的な議論は、次のとおりである。「固定資産をめぐる環境変化のいかんでは、現在の用途をそのまま踏襲しても当初予想したような収益を期待できず、操業を続ければむしろそれだけ赤字が増えてしまうような事態も起こりうる。そういうケースで合理的な経営者は、より多くの資金を獲得できるような用途を模索し、固定資産の配置換えなどを試みるはずである。

用途を変えることとなった固定資産は、表面上、継続保有されているにすぎない。ただその利用から期待される効果は、転用・配置換えの前後で明らかに異なっている。そこではこれまで行われてきた投資が中断・清算され、その処分で回収した資金をもとに新たな投資が始められたものとみなすことができる。とすれば、転用以前に設定したパターンに基づき減価償却を進めたところで、転用以降の業績を「正しく」とらえることはできない。

このような事実認識に立つのなら、転用・配置換えの意思決定が下された時点の時価まで簿価を切り下げる必要が生じる。実際に旧来の投下資本を回収したら、対象資産の時価に相当する資金を差異投資に廻すことが可能となるからである⁽²⁾。」米国基準による減損処理は、図表 2-1 のようになる。

図表 2-1 米国基準による減損処理



(出所) 米山正樹【固定資産の減損】『時価会計と減損』伊藤邦雄(中央経済社、2004) 190 頁

米国財務会計基準第 144 号は⁽³⁾、利用し続ける予定の固定資産と処分する予定の固定資産に分けて異なる会計処理を定めている。利用し続ける予定の固定資産については、もし資産の帳簿価額が回収可能でないことを示す事象や状況の変化が存在するならば、企業は当該資産の利用から生ずると期待される将来キャッシュ・フローを見積もらなければならない。

もし割引されない将来キャッシュ・フローが資産の帳簿価額より小さいならば、減損を認識しなければならない。減損による損失額は資産の帳簿価額が資産の公正価値 (fair value) を超過する額によって測定される。

資産の公正価値は、清算や強制売却ではなく自発的な意思のある買い手と売り手のあいだでの現在の取引価格である。活発な市場が存在する場合には、市場価値が公正価値の最善の測定値である。当該資産の市場価値が入手可能でない場合には、同種資産の市場価値が用いられる。同種資産の市場価値も入手可能でない場合には、期待される将来キャッシュ・フローの現在価値、オ

プジョン・プライシング・モデル、マトリックス・プライシング、オプション調整スプレッド・モデルなどの評価技法が用いられている。

FAS121 モデルの理論的背景と歴史的元価主義会計を次のように整理することができる⁽⁴⁾。

- ①減損した資産を使い続けるという意思決定は、新たな資産を取得するという意思決定に相当する。つまり、使用を続ける資産に減損の会計が適用され、公正価値に引き下げられた資産価値はその資産の「新しい元価」であるとみなし得る(FASB[1995,para.69])
- ② 新しい元価が設定されれば、その金額にもとづき減価償却が実施される(FASB[1995,para.11])。
- ③いったん簿価を公正価値に切り下げれば、たとえ後の期間にその資産の公正価値が増加しても、以前に計上した減損を戻し入れることはできない。公正価値に切り下げられた価額は、その資産の新しい元価とみなされ、減損の生じていない他の資産と同様に扱われるからである(FASB[1995,para.105])。
- ④したがって、減損の会計で「新しい元価」の設定であり、歴史的元価主義会計からの離脱ではない(FASB[1995,para.71])。

このように、減損の会計を「新しい元価」の設定すなわち「新しい損益計算書」の出発点と捉え、それを歴史的元価主義会計の延長線上で実施するアプローチである。このアプローチでは、減損による評価損の発生が確実であるときにのみ、資産の簿価を修正し損益計算の新しい基礎を提供する会計の新出発(fresh start)は、確かな証拠にもとづき慎重に行われるべきだからである。そのため、FAS121 モデルでは、減損の識別に割引前将来キャッシュ・フローを使用し、減損を認識するハードルを高くした。その結果、簿価修正と評価損を計上する頻度は、IASC モデルと比べて少なくなる。

ここで、米国減損会計基準の成り立ちについて紹介する。米国では、減損に関する会計基準が設定される前に、盛んに減損会計が使われた。ほとんどが経営者が交代した時期と前年並みの利益を確保することが困難になってきた時期である。たとえば、1期目から2期目に移る時に経営者が変わったとしよう。1期目はA氏が経営者で、期末になってからB氏に交代したとする。B氏にしてみると、A氏の時代の経営成績を悪くしてでも自分の時代の成績はよくしたい。そのため、A氏の時の成績をできるだけひくくなるように会計操作して、自分が経営者になったときに「V字回復」を演出するのである。そうした手段の1つが「ビッグバス・アカウンティング」といって⁽⁵⁾、会社を大きな風呂の中に入れて、ありとあらゆる垢とか、何でもとにかく削ぎ落としてしまうものである。つまり、費用や損失を過大に計上したり、前倒しで計上したりするのである。そうして前任者の成績を悪くして、過大に計上したり前倒しで計上した費用・損失を次期に修正して利益を水増しするのである。そうした処理の中でもつとも効果的であったのが減損会計であった。たとえば、バランス・シートに100万ドルと書いてある土地があったとする。時価も100万ドルに近いとする。新しい経営者が、この土地を30万ドルと時価評価して減損処理す

る。70万ドルが減損として損失処理される。この70万ドルの損失は1期目に計上され、損益計算書は、赤字になるかもしれない。この状態で2期目を迎え、この土地を売却する。もともと100万ドルの値打ちのあるものを30万ドルで評価しているから、売却すれば売却益が70万ドル出てくる。米国の減損会計は、1期目に損失を計上しておいて2期目に利益を出す「V字回復」の方法として使われていたのである。こうした会計操作を止めさせるために設定されたのが、米国減損会計基準なのである。

第二節 国際会計基準委員会(IASC)による減損会計

1998(平成10)年6月に国際会計基準委員会(IASC)はIAS36号を制定し、棚卸資産、金融資産、繰延税金資産等を除くすべての資産の評価に関連して、回収可能額を問題にし、減損会計を導入しました。

国際会計基準第36号は⁽⁶⁾、資産の減損が生じている可能性を示す兆候が存在するか否かを各決算日ごとに検討し、そのような兆候がある場合には当該資産の回収可能価額(recoverable amount)を見積もらなければならないと定めている。減損が生じているか否かの判定に当たって、米国基準では帳簿価額と比較すべき回収可能価額を割引前の将来キャッシュ・フローとされているが、これに対して第36号では、比較すべき回収可能価額を資産の使用価値(value in use)または正味売却価額(net selling price)のいずれか高いほうの額とされている。

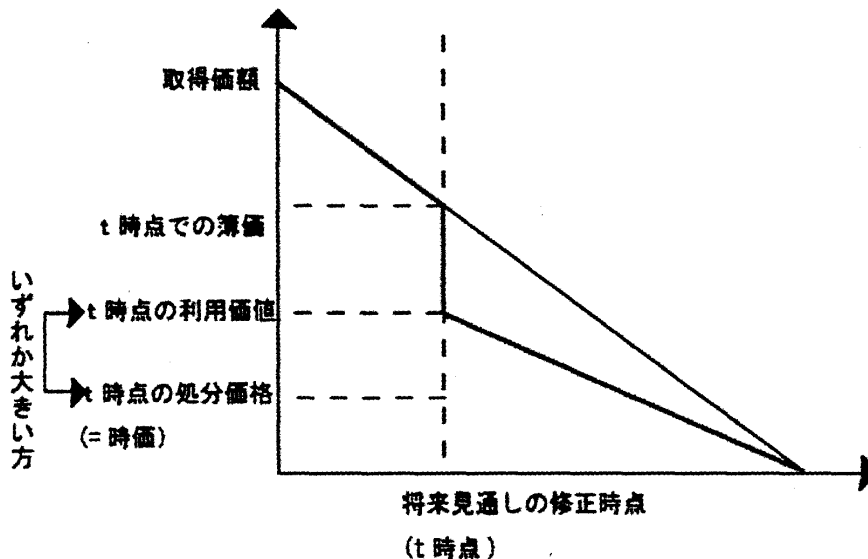
使用価値とは、資産の継続的利用とその最終処分によって流入するキャッシュ・フローの現在価値であり、正味売却価額とは、独立した当事者間で資産の売却から得られる金額から売却費用を控除したものである。

第36号は、米国基準のような利用目的の固定資産と処分目的の固定資産に分けて会計処理を定める方法を取っていないが、おそらく利用目的の場合には使用価値を、処分予定の場合には正味売却価額をそれぞれ回収可能価額と想定しているのであろう。

第36号は、減損認識後に回収可能価額が増加した場合には、過年度に減損を認識しなかったならば決定されていたであろう帳簿価額を上限に、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで増額し、減損の戻入を原則として損益計算書で利益として認識することとしている。米国基準では利用目的の固定資産については、このような減損の戻入が認められていない(詳細は、第四章第三節を参照)。国際会計基準による減損処理は、図表2-2のようになる。

このように、米国基準や国際会計基準で導入されている固定資産の減損の処理では、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで引き下げることが要求されており、資産の回収可能価額の測定には、当該資産が将来もたらすであろうキャッシュ・フローの見積りに基づく割引現在価値が一般に用いられている。たとえ価値が下落した場合に限られるとしても事業用資産は、減損認識時には自己創設のれんを含むであろう現在価値ですでに評価されることになっている。

図表 2-2 国際会計基準による減損処理



(出所) 米山正樹【固定資産の減損】『時価会計と減損』伊藤邦雄(中央経済社、2004) 195 項

IASC モデルの基本的な考え方は、次のようである⁽⁷⁾。

- ①減損した資産の回収可能額の測定には、その資産を所有する企業の経営者が合理的であれば選択するであろう行動を反映すべきである(IASC[1998,para.B35])。
- ②もし使用価値が正味売却価格を上回っていれば、その資産を使用し続けるほうが企業にとって合理的であり、逆に、正味売却価格が使用価値を超過すれば、その資産を処分するほうが賢明である(IASC[1998,para.B20])。
- ③したがって、経営者の合理的行動を回収可能額の測定に反映するには、使用価値と正味売却価格をケースに応じて選択できる状況が必要である。資産を所有企業の経営者による合理的な見積もり(使用価値)に対して、回収可能額に関する市場の期待値(公正価値と正味売却価格)を優先すべきではない(IASC[1998,para.B28])。
- ④つまり経営者の見積もりに従い、正味売却価格と使用価値のいずれか高い金額を回収可能額にすべきである(IASC[1998,para.B35])。そして、回収可能額が簿価を下回る場合は、簿価を回収可能額まで切り下げ、評価差額は、資産に応じて当期の費用または再評価剰余金に計上する(IASC[1998,para.59])。
- ⑤資産の簿価は、最近の状況に従った回収可能額を常に反映すべきである。そのため、減損を計上した資産について、その後も回収可能額が増加すれば、簿価を回収可能額まで切り上げな

なければならない(IASC[1998,para.99])。簿価の切り上げによる評価差額は、資産と金額に応じて当期の利益または再評価剰余金に計上する(IASC[1998,para.103])。

このように、減損の会計を「減損資産の企業にとっての価値」の測定と捉え、それを時価主義会計との隣接点で実施するアプローチである。

このアプローチの眼目は、投資家の意思決定に有用な会計情報を提供するため、減損資産の価値すなわち回収可能額を適切に測定・開示することにある。そして、回収可能額に変化があれば、それを即座に認識することが、有用な会計情報の作成に結びつくと考える。つまり、減損による評価損の発生の確実性よりも、回収可能額の測定・開示の適時性を重視するのである。そのため IASC モデルは、減損の識別に相対的に低いハードルを設け、同時に減損の戻し入れを要求した。この結果、簿価修正と評価損を計上する頻度は FAS121 モデルよりも多くなり、FAS121 モデルでは認識されない評価益が計上される。

第三節 企業会計審議会による減損会計

我国の減損会計基準の概要

減損会計基準の仕組み(骨格)は、次の図表(2-1)のとおりである。(i)固定資産のグルーピングを行う。(ii)減損の兆候を把握する。(iii)減損損失を認識するかどうかを判定する。(iv)減損損失を測定する。(v)減損損失を計上する。具体的な内容は、第四章以下で詳述するが、ここでは、概要を論ずる。

減損の判定は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である「資産又は資産グループ」ごとに行われる。単独でキャッシュを生み出す資産は稀であるから、減損判定の出発点は資産のグルーピングであるともいえる。「基準」においては、減損の判定はあくまでも減損の兆候のあるものについて行うこととされているが、「適用指針」では「資産のグルーピング」が減損処理の手続の最初に位置づけられているのは、そのためである。図表 2-3 では、1 番上の資産のグルーピングのボックスと 2 番目の減損のボックスの間の矢印が双方向になっているがこれは、両者がいわば同時決定の関係にあることを示している。ただし、この資産のグルーピングは、減損の判定のために特別に行われるものではなく、投資意思決定やその後の経営計画等の内部管理用の情報に基づいて行われることが想定されている。

この「資産又は資産グループ」について、まず減損の兆候を捉える。減損の兆候とは、減損が生じている可能性を示す事象のことをいい、「資産又は資産グループ」が使用されている営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている場合や、事業再編が行われる場合、あるいは「資産又は資産グループ」の市場価格が著しく下落している場合等がこれに該当する。

このような兆候があるものについて、次に、減損を認識すべきか否かを調査する。具体的には、その「資産又は資産グループ」から生み出される将来キャッシュ・フロー(割引前)の合計額と「資産又は資産グループ」の帳簿価額とを比較し、前者が後者を下回っている場合に初めて減損損失を測定し、認識することになる。

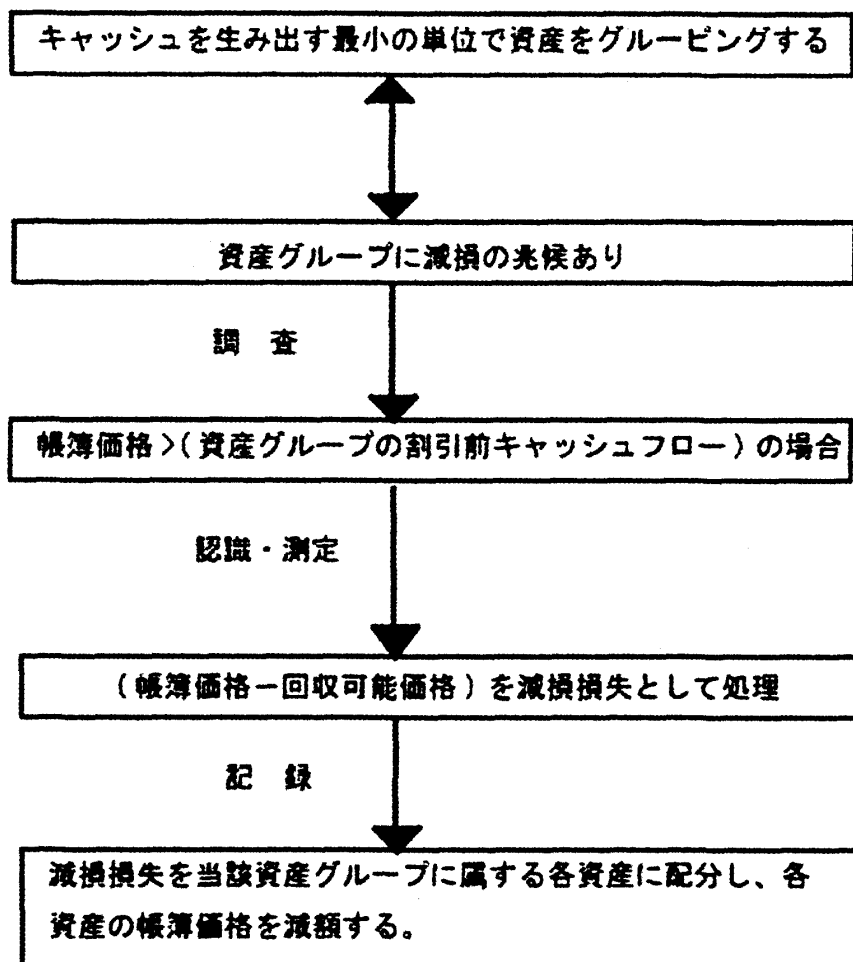
国際会計基準では、減損の兆候があるものについては、直ちに減損損失を測定して認識することとされているが、割引前キャッシュ・フローとの比較を行うことによって減損を認識すべきか否かを判定するこの方法は、米国基準と共通している。実務的な負担等を考慮すると、こちらの方が合理的であると判断されたためである。

次に、損失を認識すべきだと判定された「資産又は資産グループ」については、回収可能額と帳簿価額との差額を減損損失として処理する。この場合の回収可能額とは、その「資産又は資産グループ」を使い続けることによる使用価値(将来キャッシュ・フローの割引現在価値)と、売却による正味売却価額のいずれか高いほうとされている。なぜなら、企業はいずれか高い方の金額を回収することができるからである。この意味でも、減損会計は、時価会計とは異なっている。資産の時価が下落しても、資産または資産グループから生み出されるキャッシュ・フローによって投資額が回収できると判断される限りは、簿価を切り下げる必要はないからである。

最後に、キャッシュ・フロー生成単位が資産グループである場合には、資産グループについて認識された減損損失の金額を、当該資産グループに属する各資産に(帳簿価額等の合理的基準で)配分し、各資産の帳簿価額を減額する。

このように、固定資産の減損会計とは、資産又は資産グループの収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である。それは、取得原価主義の枠組のもとで導入された会計処理であるが、これまで用いられてきた固定資産の減価償却とは異なる発想から導き出されている。

図表 2-3 減損処理の基本的な仕組み



(出所) 辻山英子『逐条 減損会計基準』, [第2版] 中央経済社, 2004年, 5項

減損会計の国際的動向、すなわち、米国 FASB による減損会計、国際会計基準委員会(IASC) による減損会計、企業会計審議会による我国の減損会計は、取得原価主義に基づく減価償却・臨時償却や特別損失と損益計算にもとづく会計処理(収益費用アプローチ)では、より正しい信頼できる計算書類を作成するために、努力がなされている。それは「資産負債アプローチ」による考察であるといえる。

(注)

- (1) 米山正樹「固定資産の減損」『時価会計と減損』伊藤邦雄編(中央経済社,2004)189頁。
- (2) 米山正樹「固定資産の減損—その意義と必要性—」日本簿記学会第17回関東部会(2001)2

頁。

(3)田中建二「時価会計・現存会計の浸透」『時価会計と減損』伊藤邦雄編(中央経済社,2004)16頁。

(4)醍醐聡『国際会計基準と日本の企業会計』(中央経済社、1999)101—2頁。

(5)ビツク・バスとは、経営陣の交代等を契機に、いわばそれまでの企業の垢を洗い流すように、貸借対照表上の資産価値を大胆に切り下げる実務をさすが、それにより、その後の会計期間における費用負担が軽減され、利益は大きく算定されることになる。この処理を利用することによって、必要以上にその後の企業業績が向上したような印象を投資家に与える結果になることを防ぐためには、このような資産簿価の切り下げに対して一定の歯止めをかける必要がある。そのため、貸借対照表上の資産価値はどこまで圧縮することが許されるのか、また、その後の費用算入額の基礎となる簿価をどの水準に留めることが正しい会計のあり方なのかということが議論の焦点となった。辻山栄子『遂条解説 減損会計基準第2版』(中央経済社,2004)7頁。田中弘「アメリカ会計基準の正当性」『商経論叢』第39巻第1号(2003)49頁。

(6) 田中・前掲注(3) 17頁

(7) 醍醐・前掲注(4) 102—3頁

結語

日本経済は、戦後右肩上がり成長し、インフレ傾向が続く中で含み益を大量に持つことになった。特に、1980年代の後半から始まるバブル経済の下、企業は、土地や株を買いあさり、財テクをしない経営者は「悪」のように言われたものである。このように蓄積された含み益は、企業にとって業績が悪化した時の調節弁としての役割を果たしてきた。そして、企業は、業績が悪化すると資産を売却し、含み益を実現させることによって財務諸表の改善を図ってきたのである。しかし、バブルの崩壊で一転した。地価や株価の暴落によって、企業の含み益はバブルの如く消滅し、含み損に変わってしまった。

バブルの崩壊前の「含み益経営」は市場で容認されてきた。しかし、「含み損」が表面化していない決算書は、市場から受け入れられなくなり、時価会計が、2001年3月に導入され、また今まさに、減損会計が導入されようとしている。

企業は、含み益という経営の調節弁を失い、責任の先送りが許されない厳しい経営を迫られている。減損会計の導入により、投資の失敗が浮き彫りとなり、経営責任の問題も生ずることも考えられる。また、自己資本が減損損失相当額減少し、優良企業でも債務超過になることがある。

そこで、企業は、「含み益経営」から「資本効率経営」への転換を迫られることになる。それには、オフバランス戦略とオンバランス戦略の2つの考え方が考えあろう。オフバランス戦略は、

投資採算の見込めない固定資産を貸借対照表から切り離すことにより、減損会計導入時のインパクトを緩和するとともに、経営資源を成長分野に集中させ企業の資本効率を高める方法である。これには、①固定資産の売却・除却、②資産の証券化、③事業再編手法の活用(営業譲渡、会社分割、MBO)等がある。また、オンバランス戦略には、①遊休資産を事業化によって有効活用や、不採算事業の採算の向上するため原価低減を図るなど。②固定資産の保有目的を販売目的に変更し、当該固定資産を流動資産の部に棚卸資産として振り替え、販売用不動産として評価減するなど。③法定準備金を取り崩しておき剰余金を増やしておくなど。などがある。これらをうまく組み合わせるにより、「含み益経営」から「資本効率経営」への転換を図るべきである。

参考文献

- 秋坂朝則「固定資産の減損会計」『新しい企業会計制度』平野嘉秋編(大蔵財務協会,2004)。
新井清光[著]・加古宜士[補訂]『現代会計学第7版』(中央経済社,2004)。
新井清光[著]・加古宜士[補訂]『新版財務会計論第7版』(中央経済社,2004)。
井手正介・高橋文郎『経営財務入門』(日本経済新聞社,2001)。
小栗崇資他『国際会計基準を考える ―変わる会計と経済―』(大月書店、2003)。
伊藤邦雄他『時価会計と減損』(中央経済社,2004)。
大倉雄次郎『会計ビックバン入門』(税務経理協会,2000)。
岡本治雄『現代会計の基礎研究』(中央経済社,2001)。
菊谷正人『精説会計学』(同文館,1993)。
菊谷正人『ゼミナール財務諸表論』(中央経済社,1997)。
岸田雅雄「減損会計」税経通信 830号。
木本圭一「収益費用アプローチから資産負債アプローチへの転換」『企業会計』第49巻第1号(1997)。
国際会計基準審議会『国際会計基準書 2001』(同文館出版、2003)。
櫻井通晴『管理会計第二版』(同文館、2002)。
(財)財務会計基準機構『詳解 減損会計適用指針』(中央経済社、2004)。
エ・シュマーレンバッハ著土岐政蔵訳『十二版・動的貸借対照表論』(森山書店,1972)。
末尾一秋『セグメント会計』(同文館、1987)。
R.G.シュレーダー、M.W.クラーク、J.M.キャシー[著]、加古宜士、大塚宗春[監訳]『財務会計の理論と応用』(中央経済社、2004)。
坂本眞一郎『会計学原論』(創成社,2004)。
染谷恭次郎『現代財務会計』[第9版](中央経済社,1997)。
醍醐聡『日本の企業会計』(東京大学出版会、1990)。

- 醍醐聡『国際会計基準と日本の企業会計』(中央経済社、1999)。
醍醐聡「会計的配分と価値評価」『企業会計』第56巻第1号(2004)。
醍醐聡「会計学講義 第3版」東京大学出版会(2004)。
太陽監査法人『減損会計導入の手順と実務』(かんき出版、2004)。
武田隆二『最新 財務諸表論第9版』(中央経済社、2003)。
高須教夫「FASB 概念フレームワークをめぐる問題の検討—収益費用アプローチと資産負債アプローチ—」『会計』第165巻第1号(2004)。
高須教夫「FASB 概念フレームワーク・プロジェクトの出発点と到達点」商大論集第52巻第5号(2001)。
田中弘「アメリカ会計基準の正統性」『商経論叢』(神奈川大学経済学会、2003)。
辻山栄子『逐条解説 減損会計基準 第2版』(中央経済社、2004)。
中村忠『新稿 現代会計学』[二訂版](白桃書房、1998)。
新田忠誓『動的貸借対照表論の原理と展開』(白桃書房、1995)。
南成人・中川隆之・永川隆一『減損会計の会計実務・税務実務・監査実務』(TAC 出版、2004)。
広瀬義州『財務会計第4版』(中央経済社、2004)。
廣田壽俊『これでわかる減損会計』(清文社、2004)。
藤井秀樹『現代企業会計論』(森山書店、1997)。
町田耕一他『管理会計要論』(創成社、1998)。
家平正二『入門4 企業会計』(東京経済情報出版、2004)。
山岸聡「固定資産の減損会計」『企業会計』第56巻第10号(2004)。
山田昭広『アメリカの会計基準 第5版』(中央経済社、2004)。
米山正樹『減損会計—配分と評価—(増補版)』(森山書店、2003)。
米山正樹「減価配分のもとでの簿価修正—減損の意義—」『会計』第158巻2号(2000)
1976年討議資料

FASB, An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for
Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their
Measurement, FASB Discussion Memorandum, FASB, December 2, 1976

FASB[1976a], An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial
Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement,
FASB Discussion Memorandum, FASB(津守常弘監訳、『FASB 財務会計の概念フレー
ムワーク』、中央経済社、1997)

FASB Statement of Financial Accounting Standards No.121, “Accounting for the
Impairment of Long - Lived Assets to be Disposed Of” (Stamford, CT: Financial

Accounting Standards Board,1995)

FASB Statement of Financial Accounting Standards No.144, “Accounting for the Impairment or Disposal of Long - Lived Assets. August 2001.

International Accounting Standards Committee, International Accounting Standards No.36: Impairment of Assets,1998

IASC,IAS36(1998) “Impairment of Assets” (日本公認会計士協会訳『国際会計基準審議議会 国際会計基準書 2001』同文館、2001)